

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

評価(ABCD)

A

設問1

設問1、設問2ともに、法律論も事実評価もお

条文に対する意識も高い点もとて好印象です。

1 甲社は、Bに対して、不当利得返還請求(民法3条)を求めている。甲社は、Bへの退職慰労金を不支給としているのに、Bに、退職慰労金が支給されているので、Bが、「法律上の原因なく、利益を得たと主張している。

2(1) Bは、甲社の請求に対して、自己に退職慰労金債権があることを主張している。

退職慰労金は、会社の取締役が退任する際に、~~年~~多年に渡って会社に勤務してきたことを労うために支給するものである。そして、取締役の勤務年数、役職、功勞の程度を基に算する際に、取締役の職務執行の対価として支給されると考える。取締役は、会社と委任の関係に従って(民法643条、会社法330条)、会社の業務を執行する。そして、委任契約に特約があれば、報酬州債権が生ずると考える(民法648条2項)。

したがって、会社と役員との間に、退職慰労金を支給するとの合意、慣行があれば、役員は、会社に対して、退職慰労金債権を有する。また、退職金は、報酬州等(会社法361条1項柱書)に準ずるものとして、規制を受ける。

甲社においては、取締役の退任が決まったときは、勤務年数、役職、功勞の程度を勘案し、Aが退職慰労金の金額を決定したのち経理課長Cに命じて直ちに同額を支給して、株主総会において、退職金の支給を報告している。

したがって、退任したBは、甲社に対して、退職慰労金債権を有する。Bは、支給基準に基づいて請求できる。

なお、株主総会決議を行わずに、代表取締役Aが退職金額を決定しているのは、361条1項に反すると思える。

1 ページ

裏面へ

①②③、代表取締役Aは、甲社発行済株式95%を保有
 ④、甲社は、取締役会を設置⑤、甲社株式に譲渡制限を
 設け⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

5 甲社は、非公開会社であり、ほとんどの甲社株式を有するAが、~~執事~~退職金額を退職金額を決定し、退職金制度に反対し、退職金額を釣り上げる危険性がある。

(2) 一方で、Aは、Bに支払う退職給付金額を0とする
ことを決定し、Bに支払う215110

10 原告は、会社と役員との間で、退職慰労金を支給する旨の慣行や合意の中で、退職慰労金を支給し、事由について、会社が役員に明示した、役員が明確に了解していれば、一方的に会社が退職金を支給し、と主張される。そして、役員が退職慰労金が支払われたことは、とくに、了解していなければ、会社が一方的に役員に対して退職慰労金を支給し、ことは言及されない。

20 甲は、10年に於てBは、10年に渡り乙取締役を務めしきた。
 こと、甲社がBに退職慰労金の額を〇としたのは、旧法の
 退職慰労金の支給基準からすると低すぎる額であり、過去
 に退職慰労金を〇とする例は存在する。また、Bは、甲社に
 対し、退職金を支給するよう求める内容証明郵便を
 送っていること、Bは、甲社から退職金が支払われるにとか
 らうとの認識を持っている。

B) したがって、甲社が、Bの退職慰労金の額を0としたのは認められる。

25. 43(1) 未だ、Bは、甲社による返還請求は信義則に
違反すると主張(2113)。

信義則(民法1条2項)に反するといえるには、個別具体的な
事案に応じて決める。法律行為の当事者において、法律行為により
一定の信頼が生じ生じるのに、一方当事者が当該信頼
を裏切る行為に及べば、信義に反するといえる。

この部分の事実のピックアップと評価がとても良かったです。判例の着目した事実と評価は、念のため、復習しておいてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

5 甲社において、今般一度と報酬金退職金が支給されなかった例はないところ、経理部長Cが、Bに支払った、従平の支給基準に従って、退職慰労金に相当する額を支給すべきところ、したがって、Bに、甲社から退職慰労金を支給する地位にあるとの信頼が生じる。また、甲社の請求は、退職慰労金に相当する額を支払ったから2年を経って行われている。また、退職慰労金が従平の支給基準に従って支払われているので、Bが甲社に対して瑕疵(内容証明郵便に従って、退職慰労金を支払った)の期間が生じる。

(2) よって、甲社の行為は信義則に反する。

4 以上より、甲社の請求は認められない。

設問2

15 1 本件主張は、取締役会に召集手続(368条項)が履践されなかったため、法令に反した甲社取締役会が開催されている。よって、乙社が本件土地を購入することは、重要な財産の譲渡(362条4項1号)であり、取締役会決定に基づき必要があるところ、法令に反した甲社取締役会決議に基づいて、乙社が、本件土地を購入している。よって、本件土地の取得が無効であると主張するものである。

25 2 乙は、適法な選任手続に基づいて取締役に選任されているので、取締役に含まれる。よって、実際には業務を行っていないので、名目的な取締役である。しかし、実際に業務を行っていないので、取締役としての地位を有するべきではなく、選任手続を経ないものは、取締役と考えること、369条1項の定数数を考える上で、みまわりのことである。

3 乙に取締役会(株主)の召集通知が送られていない。

2 ページ

裏面へ

	以上、368条1項に反して、取締役会決議が行われ、 事件土地購入の決定が行われている。
5	したがって、重要な手続を経ずに行われた取締役会の 開催は違法である。違法な取締役会に基づく決定を 違法なものとして評価される。よって、事件土地取得を決定した、甲社 取締役会には、368条1項に反する事由があるため、事件土地の 取得は無効と考える。
10	もっとも、取締役会決議の決定を信頼する第三者の 保護も考慮が必要である。そこで、招集手続に違法がある と、取締役会の決議に影響が生じなければ、例外的に 違法な取締役会が行われたといえる。
15	甲社では、Gに招集通知が送られているのは定例 であったが、A、D、E、Fの4名で取締役会が開催され た。368条1項より、Gが取締役会決議に参加できなく ても、決議の内容に影響は生じない。また、F自体、取締役 会に発言しているが、依然として、369条1項の要件を満たす。 よって、取締役会の決定については、例外的に違法なもの と評価できる。
20	3 以上から、事件主張は認められる。 以上
25	【参考メモ】 《設問1》 ◆H21. 12. 18判例 ・ 結論： 株主総会決議×→ 報酬請求権の成立×→ 返還必要（不当利得）→ 返還制限 （信義則）○ ・ 理由： ①受給者の信頼（従前から株主総会なし+99%株主代表者の決裁でかえてきた → 支給催告・送金後約1年経過→ 決済ありと信じて無理からぬ） ②支給者の認識（代表者が送金直後に知情→ 事実上黙認） ③功労の存在（従前の退任取締役と同等以上の業績） c f. 参照条文： 会社法361条1項、民法1条2項、703条等 （青井）
30	

①取締役会決議
が有効であれ
ば、②第三者保
護の論点は出て
こないはずで
すので、①と②の
論点は分けて書
いた方がベター
だったかもしれ
ません。

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。